



(別添3)

国空機第821号

平成20年11月28日

社団法人全日本航空事業連合会

会長 山元 峯生 殿

国土交通省航空局技術部

航空機安全課長 島村



耐空性改善通報に基づく整備の確実な実施について

本年11月、特定本邦航空運送事業者において、耐空性改善通報により指示された点検期限を超過する事案が連続して発生している。原因は、それぞれ技術管理部門での技術文書の検討不足と整備計画部門での作業実施計画策定手順上の不備によるものであった。

耐空性改善通報は、航空機及びその装備品等の安全性及び環境適合性を確保するために必要な整備作業等の実施を求めるものであり、同通報による整備作業等が適切に行われないことは、安全運航の前提である航空機の耐空性の確保に支障を及ぼすおそれがある。このため、耐空性改善通報に基づく整備作業等の重要性については、航空局より折に触れ周知を図っているところであるが、今般、上記のとおり同通報の不適切な処理が行われていたことから、貴会傘下会員に対し、耐空性改善通報の重要性について再確認するとともに、同通報に基づく整備作業等を確実に実施するよう周知徹底されたい。